

とくしま元気印イノベーション人材育成プログラム教育プログラム開発委員会分野別分科会設置要項

平成28年2月9日
とくしま元気印イノベーション人材育成協議会制定

(趣旨)

第1条 この要項は、とくしま元気印イノベーション人材育成プログラム教育プログラム開発委員会設置要項第8条第2項の規定に基づき、とくしま元気印イノベーション人材育成プログラム教育プログラム開発委員会分野別分科会（以下「分科会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(設置分野)

第2条 分科会は、とくしま元気印イノベーション人材育成プログラム（以下「プログラム」という。）による次の各号に掲げる分野ごとに設置する。

- (1) 次世代技術関連分野（LED、自動車、ロボット等）
- (2) 地域医療・福祉関連分野
- (3) 6次産業化関係分野
- (4) 地域づくり・観光・ICT関連分野

(所掌事項)

第3条 分科会は、徳島大学COCプラスプログラム教員会議と連携し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 当該分野が求めるニーズの把握とインターンシップ受入の課題発掘に関すること。
- (2) インターンシップ受入機関との組織的連携のあり方に関すること。
- (3) インターンシップのシステム化と受入ノウハウのマニュアル化に関すること。
- (4) 専門教育とインターンシップを有機的に結びつける「寺子屋方式」の開発に関すること。
- (5) その他当該分野の教育プログラムに関すること。

(組織)

第4条 分科会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 第2条各号に掲げる分野に関連する参加機関から選出された者
- (2) COCプラス推進コーディネーター
- (3) その他分科会が必要と認める者

(委員長)

第5条 分科会に委員長を置き、その選出は委員の互選とする。

- 2 委員長は、分科会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第7条 委員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 分科会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 分科会の庶務は、第2条各号に掲げる分野に関連する徳島大学の各学部学務担当部署、地域創生課及び学務部が連携して処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、分科会について必要な事項は、分科会が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年2月9日から実施する。